

米子市保育所給食調理等業務委託事業  
募 集 要 項

令和2年10月

米 子 市

		目	次		
第1	募集要項等の定義	.....			1
第2	事業の概要				
1	事業の名称	.....			1
2	対象施設	.....			1
3	委託業務内容	.....			1
4	委託期間	.....			2
5	受託者	.....			2
6	調理食数	.....			2
7	業務日及び休日	.....			2
8	業務引継ぎ期間等	.....			2
第3	参加事業者の条件等				
1	参加資格	.....			2
2	参加に関する留意事項	.....			3
第4	事業者募集等のスケジュール	.....			4
1	募集要項等の公表	.....			5
2	現地視察	.....			5
3	募集要項等に関する質問の受付・回答	.....			5
4	参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出	.....			6
5	募集要項等に関する質問に対する回答書の公開	.....			6
6	提案書の提出（第1次審査）	.....			6
7	プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）	.....			7
8	審査結果の通知	.....			7
第5	提案書等の審査方法				
1	選定委員会の設置	.....			8
2	審査の方法	.....			8
3	参加辞退	.....			9
4	事務局	.....			9
第6	提案書等に関する条件				
1	委託料に関する条件	.....			9
2	リスク管理方針	.....			9
3	遵守法令	.....			10
第7	委託事業実施に関する事項				
1	委託業務の継続が困難となった場合の措置	.....			10
2	保育事業が民営化された場合の措置	.....			10
3	市による本委託事業の実施状況の評価	.....			11
4	運営委員会の設置	.....			11

## 第1 募集要項等の定義

米子市（以下「市」といいます。）では、平成20年度から保育所給食調理等業務を民間事業者へ委託していますが、令和3年度から新たに1園を民間事業者へ委託します。

また、当該給食調理等業務を処理する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、当該給食調理等業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用します。

この募集要項は、米子市保育所給食調理等業務委託事業に係る事業者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項に併せて配布する次の資料も、この募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

仕様書：市が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの
添付資料：保育所給食調理等業務（以下「委託業務」といいます。）に関する添付資料
様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

## 第2 事業の概要

- 1 事業の名称 米子市保育所給食調理等業務委託事業（以下「本委託事業」といいます。）

2 対象施設

名 称	定員（人）	所 在 地
米子市ねむの木保育園	58	米子市錦町三丁目77番地

3 委託業務内容

業 務 内 容	作 業 内 容
食材納入	ア 受取 イ 検収 ウ 伝票整理 エ 在庫管理
調理	ア 仕込み イ 調理 ウ 炊飯
盛り付け・後片付け	ア 盛り付け イ 食器・食器取扱い器具の洗浄及び消毒 ウ 残飯及び残菜の処理
施設管理	ア 調理室等の衛生管理 イ 機械、器具類の管理（消毒及び乾燥管理） ウ 食品の衛生管理 エ 防火管理
その他	上記の業務に附帯する業務

#### 4 委託期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）

#### 5 受託者

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

#### 6 調理食数

調理食数の見込みは、仕様書「3 調理見込み食数」を参照してください。

#### 7 業務日及び休日

- (1) 業務日 月曜日から土曜日までの日
- (2) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

#### 8 業務引継ぎ期間等

委託契約の締結日から令和3年3月31日までの間を業務引継ぎ期間とします。調理責任者（配置予定者）は、この期間中に現地で引継ぎを行ってください。

### 第3 参加事業者の条件等

#### 1 参加資格

- (1) 参加事業者が備えるべき要件

参加事業者の資格要件は、次のとおりとします。

##### ア 参加事業者資格要件

参加事業者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 法人格を有し、委託業務を円滑に処理することができるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (イ) 運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当するものであること。
  - a 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所の運営（受託を含む。）又は保育所を対象とした給食調理業務の受託の実績を3年以上有していること。
  - b 小学校又は中学校を対象とした給食調理業務の受託の実績を3年以上有していること。
  - c 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理業務の実績を5年以上有していること。
- (ウ) 米子市内に本社、支社、営業所又は事業所を有し、又は委託業務の開始の日までに有する見込みがあること。
- (エ) 委託契約の締結時に（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たす履行保証人を確保することができること。

##### イ 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、このプロポーザルに参加することができません。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 米子市の競争入札における指名停止措置を受けている者

- (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立て申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者を除きます。）
  - (エ) 国税及び地方税を滞納している者
  - (オ) 過去3年以内に、保育所又は学校を対象とした給食調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の停止処分を受けた者
  - (カ) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者
  - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者
- (2) 参加資格の基準日
- 参加資格の基準日は、参加資格審査申請書の提出日とします。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までの間に参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。
- (3) その他の条件
- ア 受託事業者は、委託業務を処理するため新たに職員を雇用する場合には、現に給食調理等業務を行っている者の採用及び労働条件の維持に配慮するよう努めること。
  - イ 受託事業者は、委託業務を開始する日までに市（現に給食調理業務を行っている者）から業務の引継ぎを受けること。

## 2 参加に関する留意事項

- (1) 募集要項等の承諾  
参加事業者は、参加資格審査申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 参加費用の負担  
参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 使用言語及び単位  
参加に関して使用する言語は、日本語とし、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は、円とします。
- (4) 著作権  
参加事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属します。
- (5) 提出書類の取扱い  
提出された書類については、変更することができないものとし、返却しません。

(6) 資料の取扱い

市が提示する資料は、このプロポーザルへの参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 参加申込みの無効に関する事項

次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、このプロポーザルへの参加申込みは、無効とします。

- ア 参加資格審査申請書の提出時から受託事業者決定までの期間に、参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- イ 一の参加事業者が一の対象施設について複数の提案を行った場合
- ウ 同一事項に対し、2以上の書類が提出された場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 本委託事業に係る契約予定金額の公表

本委託事業に係る契約予定金額の総額（2年度分合計。消費税及び地方消費税を含まない額）は下記のとおりですので、見積額は、この額以内で記入してください。

金 額
26,720,000円

(9) その他

- ア 市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- イ この募集要項に定めるもののほか、このプロポーザルへの参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

#### 第4 事業者募集等のスケジュール

受託事業者は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）で選定します。

実施スケジュールは、次のとおりとします。ただし、受付等は、午前8時30分から午後4時までとし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

募集要項等及び選定方針の公表	令和2年10月20日
現地視察（希望事業者のみ）	令和2年10月29日から同月30日まで
募集要項等に関する質問の受付	令和2年10月27日から同月30日まで
募集要項等に関する質問に対する回答	令和2年11月6日
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の受付	令和2年11月10日から同月13日まで
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の結果の通知	令和2年11月20日
提案書類等の受付	令和2年11月24日から同月30日まで
資格審査及び第1次審査に関する結果の通知	令和3年1月中旬

第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和3年1月下旬
第2次審査に関する結果の通知	令和3年2月上旬
受託事業者の決定	令和3年2月上旬
委託開始準備	委託契約の締結日から令和3年3月31日まで

## 1 募集要項等の公表

### (1) 公表方法

本委託事業に関する募集要項等は、米子市ホームページにおいて公表します。

### (2) 公表資料

- ア 募集要項……本書
- イ 仕様書
- ウ 添付資料
- エ 様式集

※ 上記書類が必要な場合は、各自、米子市ホームページからダウンロードしてください。

(ホームページアドレス <http://www.city.yonago.lg.jp/>)

## 2 現地視察

### (1) 実施期間等

- ア 期間 令和2年10月29日（木）から同月30日（金）まで
- イ 時間 午前9時から午後3時までの間で、保育業務に支障のない範囲とします。(調理員は午後0時30分から午後1時30分まで休憩しますが現地視察は、できます。)

### (2) 留意事項

ア 現地視察を希望する事業者は、令和2年10月27日（火）までに、法人名、参加者氏名、参加人数、及び希望日を米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課へファクシミリ又は電子メールにより連絡してください。

ファクシミリ：0859-23-5137

電子メールアドレス：[kosodate@city.yonago.lg.jp](mailto:kosodate@city.yonago.lg.jp)

イ 調理室内は狭く、業務に支障を来すため、入室することはできません。調理室外からの視察をお願いします。

ウ 視察時は、市の指示に従ってください。

## 3 募集要項等に関する質問の受付・回答

この募集要項の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、米子市ホームページにおいて回答します。

### (1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出してください。

### (2) 受付期間

令和2年10月27日（火）から同月30日（金）まで

### (3) 回答期日

令和2年11月6日（金）

- (4) 電子メールアドレス

[kosodate@city.yonago.lg.jp](mailto:kosodate@city.yonago.lg.jp)

#### 4 参加表明書（兼参加資格審査申請書）等の提出

参加事業者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出してください。

- (1) 提出日時

令和2年11月10日（火）から同月13日（金）午後4時まで

- (2) 提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）

イ 様式第2号に記載する添付書類

- (3) 提出先

米子市加茂町一丁目1番地

米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課

- (4) 提出方法

参加表明書は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めません。

会社概要については、次のとおり提出してください。

ア 会社の沿革及び組織を記載した書類並びに経営状況調査表（様式第3号）及び直近3期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）をA4判フラットファイルに編冊の上、提出してください。ただし、会社の沿革及び組織を記載した書類については、PR用パンフレットでも可とします。

イ ファイルの表紙及び背表紙に、「会社概要」及び「商号又は名称等」を記載してください。

#### 5 募集要項等に関する質問に対する回答書の公開

募集要項等に関する質問に対する回答書は、米子市ホームページにおいて公開します。なお、電話、口頭等による個別の対応はしません。また、無用な混乱を招くことが危惧される場合は、質問に回答しないことがあります。

#### 6 提案書の提出（第1次審査）

参加事業者は、次に定めるところにより「提案書」を提出してください。

- (1) 受付（提出）期間

令和2年11月24日（火）から同月30日（月）午後4時まで

- (2) 提出書類 正1部・副10部

ア 提出書（様式第4号）、報告書（様式第5号）及び提案書（様式第6号から様式第10号まで）

イ 見積書（様式第11号）

- (3) 提出先

米子市加茂町一丁目1番地

米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課

- (4) 提出方法

ア 提案書等は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めません。

イ 提案書の書式

(ア) A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。



(イ) 報告書(様式第5号)及び提案書(様式第6号から様式第10号まで)について記載してください。

(ウ) 「令和3年度米子市保育所給食調理等業務委託事業に関する提案書」を題名とし、事業者名及び代表者名を記載した表紙を付けてください。

ウ 無効(失格)となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

エ 見積書

(ア) 見積額の内訳は、年度ごとに記載してください。

(イ) 仕様書に基づき作成してください。

(ウ) 見積書(様式第11号)に、年度及び詳細な積算内訳書(社員の職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等を項目とするもの)を添付してください。

(エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印(法務局等が証明する印鑑)とします。

(オ) 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。

(カ) 見積書(様式第11号)に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とします。

(キ) 見積額が第3の2(8)「本委託事業に係る契約予定金額」を超える場合又は異常に少額である場合等、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は、失格とする場合があります。

## 7 プレゼンテーション及びヒアリング審査(第2次審査)

第1次審査で選考された参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

(1) 実施日時

令和3年1月下旬の予定 別途通知します。

(2) 審査場所

別途通知します。

(3) 実施時間

30分程度(プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答15分程度)

※準備及び撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

(4) 出席者

5人までとします。

(5) 準備物

プロジェクター、パーソナルコンピュータ等を使用する場合は、各自準備してください。(スクリーンは、市で準備します。)

(6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

第1次審査における書類の受付順とします。なお、辞退があった場合は、順次繰り上げる等の方法により対応します。

## 8 審査結果の通知

審査結果については、文書により通知します。

## 第5 提案書等の審査方法

### 1 選定委員会の設置

米子市保育所給食調理業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）が、最優秀提案者の選定審査を実施します。

### 2 審査の方法

(1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

(2) 委託事業者は、選定委員会の審査に基づき、決定します。

(3) 参加事業者資格の確認審査

市は、参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」といいます。）として、参加資格審査申請書により、この募集要項に記載している参加事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、当該要件を満たしていない場合には、失格とします。

(4) 第1次審査

参加資格審査を経て、提案書、見積書及び会社概要等により、書類審査を行います。ただし、参加事業者が多数の場合は、事業実績等に基づき、6事業者程度を選定します。

(5) 第2次審査

第1次審査で選定された事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、受託者選定基準に基づき採点します。

選定委員会は、参加事業者の提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容等を対象に審査し、最優秀提案者を選定します。

#### ア 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書等に記載された内容が、次の(ア)から(ウ)までの項目を満たしていることを確認します。

(ア) 提案書全体について、同一事項に対する2以上の提案又は提案事項間の食い違いや矛盾がないこと。

(イ) 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

(ウ) 当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が、仕様書に定める仕様に適合していること。

なお、(ア) から (ウ) までの項目を1項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

#### イ 最優秀提案者の選定方法

選定委員会は、提案書に記載された内容を評価して得点を付し、得点の合計が最も高い提案をした事業者を最優秀提案者として選定します。

(6) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

(7) 選定結果は、参加事業者全てに通知します。

(8) 優先交渉権者が委託契約を締結しない場合は、得点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と委託契約を締結します。

(9) 審査の結果、適切な参加事業者がないときは、「適切な参加事業者なし」とし、再募集する場合があります。

### 3 参加辞退

このプロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、参加辞退届出書（様式第12号）を市に提出してください。

### 4 事務局

このプロポーザルに関する事務局は、次のとおりです。

米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

電話：0859-23-5135 ファクシミリ：0859-23-5137

電子メールアドレス：[kosodate@city.yonago.lg.jp](mailto:kosodate@city.yonago.lg.jp)

## 第6 提案書等に関する条件

### 1 委託料に関する条件

#### (1) 履行の確認等

受託事業者は、毎月分の業務完了報告書を、当該月分の委託業務の終了後、直ちに、市に提出していただきます。ただし、3月分については、同月末日までに提出していただきます。

市は、業務完了報告書を受領したときは、当該委託業務が委託契約等に基づき適切に処理されていることを確認します。

#### (2) 委託料の支払

委託料は、令和3年4月分を初回として、月ごとに支払います。受託事業者は、当該月分の委託料を、所定の請求書により市に請求することができます。市は、請求があった日から30日以内に、受託事業者に対し委託料を支払います。

なお、市が受託事業者に支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料の額を12か月で均等に分割した額とします。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を各年度の5月分から3月分までの各月分の委託料の額とし、その1か月分の委託料の額に切り捨てた端数の合計額を加えた額を当該年度の4月分の委託料の額とします。

#### (3) 調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件（調理予定日数×日最大調理数。詳細は、仕様書に記載）と実際の年間調理数とが著しく異なった場合には、市と受託事業者が協議の上、委託料の額を変更することがあります。

### 2 リスク管理方針

委託契約の締結後の市と受託事業者の主なリスク分担方針は、次のとおりとします。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止及び延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄又は破綻		○
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○

計画変動リスク	事業内容の変更		○
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故、異物混入等に関するリスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

### 3 遵守法令

- (1) 法令… 児童福祉法、食品衛生法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等… 保育所保育指針（厚生労働省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連要綱等

## 第7 委託事業実施に関する事項

### 1 委託業務の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 受託事業者の債務不履行の場合

ア 受託事業者の責めに帰すべき事由により債務の不履行が生じ、又はその懸念が生じた場合には、市は、受託事業者に対して改善を勧告し、一定期間内に改善策の提出及びその実施を求めることができますこととします。また、受託事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、委託契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することとします。

イ 市は、受託事業者が委託業務を完全に処理する見込みがないと認めるとき、又は委託契約に違反してその目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、委託業務の処理を求めることができますこととします。

ウ 履行保証人は、前項の規定による委託業務の処理の請求があつたときは、受託事業者に代わって、委託業務を処理しなければならないこととします。

#### (2) 市の債務不履行

ア 市の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、委託契約を解除することができることとします。

イ アの場合において、受託事業者が委託契約を解除したときは、受託事業者は、市に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力その他受託事業者の責めに帰すことのできない事由により委託業務の継続が困難となった場合は、市及び受託事業者双方により委託業務の継続の可否について協議します。この場合において、一定期間内に協議が調わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託事業者は、委託契約を解除することができることとします。

### 2 保育事業が民営化または統合された場合の措置

対象施設における保育事業が民営化または統合された場合には、委託契約の全部又は一部を解除します。また、民営化等により対象施設に変更があつた場合には、市と受託業者が協議の上、委託料の額を変更します。

### **3 市による本委託事業の実施状況の評価**

市は、受託事業者が提供する業務について、定期又は随時に評価を行います。その結果、委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

### **4 運営委員会の設置**

給食調理業務等の円滑化を推進するため、市は、米子市保育所給食運営委員会を設置します。